

業 務 委 託 設 計 書

事業年度	令和 7年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款	項	目 節
履行場所	京都市伏見区醍醐北谷2番他地内		
路線名又は河川名等			
委託業務名	京都市東部山間埋立処分地法対策詳細設計業務委託		
履行期間	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで		
事業課(所)名	埋立事業管理事務所	単 価 使 用 年 月	令和 年 月
業務番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月
前払金支出		単 価 地 区	

京都市 環境政策局

チェック欄	

委 託 概 要

法面对策詳細設計業務委託				式	1
測量業務	式	1	一般構造物詳細設計	式	1
排水構造物復旧詳細設計	式	1			

委 託 理 由

本業務委託は、道路防災点検により抽出された危険個所において、法面对策工等の設計資料作成のため、測量業務及び詳細設計業務を行うものである。					
--	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業 務 費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内 業 務 価 格	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
訳 消費税相当額	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	

積算参考資料（間接費補正一覽）

単価使用年月	2025年7月
歩掛適用年月	2025年7月
基準適用年月	2025年7月
単価地区	2601: I 地区

見積参考資料

積算で採用した見積歩掛は、以下のとおりです。

【法面保護工詳細設計：設計計画】

1 式当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	理事・技師長	人	0.108	
	主任技師	人	0.27	
	技師(A)	人	0.594	
	技師(B)	人	0.594	
直接経費	電子計算機使用料	式	1	直接人件費の 2%

【法面保護工詳細設計：施工計画】

1 式当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	主任技師	人	0.162	
	技師(A)	人	0.486	
	技師(B)	人	1.566	
直接経費	電子計算機使用料	式	1	直接人件費の 2%

【法面保護工詳細設計：現地踏査】

1 式当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	技師(A)	人	0.54	
	技師(B)	人	0.702	
	技師(C)	人	0.648	
直接経費	電子計算機使用料	式	1	直接人件費の 2%

【法面保護工詳細設計：平面縦断設計】

1 式当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	主任技師	人	0.162	
	技師(A)	人	0.351	
	技師(B)	人	0.783	
	技師(C)	人	0.837	
	技術員	人	0.756	
直接経費	電子計算機使用料	式	1	直接人件費の 2%

【法面保護工詳細設計：横断設計】

1 式当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	技師(A)	人	0.324	
	技師(B)	人	1.188	
	技師(C)	人	1.944	
	技術員	人	2.97	
直接経費	電子計算機使用料	式	1	直接人件費の 2%

【法面保護工詳細設計：仮設構造物設計】

1 式当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	技師(B)	人	0.27	
	技師(C)	人	0.756	
直接経費	電子計算機使用料	式	1	直接人件費の2%

【法面保護工詳細設計：設計図】

1 式当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	技師(C)	人	2.538	
	技術員	人	4.32	
直接経費	電子計算機使用料	式	1	直接人件費の2%

【法面保護工詳細設計：数量計算】

1 式当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	技師(A)	人	0.27	
	技師(B)	人	1.134	
	技師(C)	人	2.16	
	技術員	人	3.51	
直接経費	電子計算機使用料	式	1	直接人件費の2%

【法面保護工詳細設計：照査】

1 式当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	主任技師	人	0.54	
	技師(A)	人	1.08	
	技師(B)	人	1.296	
	技師(C)	人	1.674	
直接経費	電子計算機使用料	式	1	直接人件費の2%

【法面保護工詳細設計：報告書作成】

1 式当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	主任技師	人	0.27	
	技師(A)	人	1.026	
	技師(B)	人	1.782	
	技師(C)	人	0.972	
直接経費	電子計算機使用料	式	1	直接人件費の2%

【排水構造物復旧詳細設計：設計計画】

1 式当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	技師(A)	人	0.5	

【排水構造物復旧詳細設計：平面縦断設計】

1 式当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	技師(B)	人	0.5	
	技師(C)	人	1.0	

【排水構造物復旧詳細設計：付帯構造物・小構造物設計】

1 式当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	技師(A)	人	0.5	
	技師(B)	人	1.0	
	技師(C)	人	1.0	
	技術員	人	1.0	

【排水構造物復旧詳細設計：設計図】

1 式当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	技師(C)	人	2.0	
	技術員	人	3.0	

【排水構造物復旧詳細設計：数量計算】

1 式当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	技師(A)	人	0.5	
	技師(B)	人	1.0	
	技師(C)	人	2.0	
	技術員	人	2.0	

【排水構造物復旧詳細設計：照査】

1 式当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	主任技師	人	0.5	
	技師(A)	人	1.5	

【排水構造物復旧詳細設計：報告書作成】

1 式当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	主任技師	人	0.5	
	技師(A)	人	1.0	
	技師(B)	人	1.5	
	技師(C)	人	0.5	

業務委託料内訳書

業務名	京都市東部山間埋立処分地法面対策詳細設計業務委託					業 項 種 目	測量業務 基準点測量	
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基準点測量			式	1				
基準点測量			式	1				
4級基準点測量			式	1				
4級基準点測量 (原野・低山地)		永久標識設置なし, 伐採含む	点	5				
地形測量			式	1				
現地測量			式	1				
現地測量			式	1				
現地測量(作業計画)		縮尺:1/250, 地域変化率:原野・低山地	業務	1				内 1号
現地測量		縮尺:1/250, 地域変化率:原野・低山地	(km2) 式	(0.007) 1				内 2号
応用測量			式	1				
路線測量			式	1				
路線測量			式	1				
作業計画			業務	1				内 3号

業務委託料内訳書

業務名	京都市東部山間埋立処分地法面对策詳細設計業務委託					業 項 種 目	測量業務 応用測量	
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
中心線測量		原野・低山地, 0～1000台未満/12時間, 単曲線換算 曲線数0, 測点間隔10m	km	0.1				
仮BM設置測量		原野・低山地, 0～1000台未満/12時間	km	0.1				
縦断測量		原野・低山地, 0～1000台未満/12時間	km	0.1				
横断測量		原野・低山地, 0～1000台未満/12時間, 単曲線換算 曲線数0, 測量幅45m未満, 測点間隔10m	km	0.1				
共通			式	1				
共通			式	1				
打合せ等			式	1				
打合せ		中間打合せ:0回	業務	1				内 4号
直接経費			式	1				
直接経費			式	1				
電子成果品作成費			式	1				
電子成果品作成費(測量)			式	1				
直接測量費			式	1				

業務委託料内訳書

業務名	京都市東部山間埋立処分地法面对策詳細設計業務委託				業 項 種 目	測量業務 直接経費		
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
間接測量費			式	1				
諸経費			式	1				内 5号
測量業務価格			式	1				
道路設計			式	1				
一般構造物設計			式	1				
一般構造物詳細設計			式	1				
法面保護工詳細設計			式	1				内 6号
排水構造物復旧詳細設計			式	1				
排水構造物復旧詳細設計			式	1				
排水構造物復旧詳細設計			式	1				
排水構造物復旧詳細設計			式	1				内 7号
共通			式	1				
共通(設計業務)			式	1				

業務委託料内訳書

業務名	京都市東部山間埋立処分地法面対策詳細設計業務委託					業 項 種 目	土木設計業務 共通	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
打合せ等		式	1					
打合せ	中間打合せ:2回	業務	1				内 8号	
直接経費		式	1					
直接経費		式	1					
旅費交通費		式	1					
旅費交通費	ライトバン1.5L, 運転台数1台・日, 日当運転時間1時間	式	1				内 9号	
電子成果品作成費		式	1					
電子成果品作成費(設計)		式	1					
直接原価(その他原価除く)		式	1					
その他原価		式	1				内 10号	
一般管理費等		式	1				内 11号	
設計業務価格		式	1					
業務価格		式	1					

業務委託料内訳書

[illegible]

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	現地測量(作業計画)	縮尺:1/250, 地域変化率:原野・低山地					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	現地測量(作業計画)		業務	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	現地測量	縮尺:1/250, 地域変化率:原野・低山地					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	作業計画		(km2) 式	(0.007) 1			
	細部測量		(km2) 式	(0.007) 1			
	数値編集		(km2) 式	(0.007) 1			
	数値地形図データファイルの作成		(km2) 式	(0.007) 1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	作業計画						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
作業計画			業務	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	打合せ	中間打合せ:0回					
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
打合せ			業務	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 5号	諸経費					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接測量費		式	1			
諸経费率		%				
諸経費		式	1			
調整額						
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 6号	法面保護工詳細設計						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
設計計画			式	1			
施工計画			式	1			
現地踏査			式	1			
平面縦断設計			式	1			
横断設計			式	1			
仮設構造物設計			式	1			
設計図			式	1			
数量計算			式	1			
照査			式	1			
報告書作成			式	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 7号	排水構造物復旧詳細設計						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
設計計画			式	1			
平面縦断設計			式	1			
付帯構造物・小構造物設計			式	1			
設計図			式	1			
数量計算			式	1			
照査			式	1			
報告書作成			式	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 8号	打合せ	中間打合せ:2回					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	打合せ		業務	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 9号	旅費交通費	ライトバン1.5L, 運転台数1台・日, 日当運転時間1時間					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	直接往復費		式	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 10号	その他原価						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費（設計業務）			式	1			
$\alpha \div (1 - \alpha)$			%				
その他原価			式	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 11号	一般管理費等						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
業務原価			式	1			
$\beta \diagdown (1 - \beta)$			%				
一般管理費等			式	1			
調整額							
合計							

委託業務名 京都市東部山間埋立処分地法面対策詳細設計業務委託

履行場所 京都市伏見区醍醐北谷2番他地内

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和7年2月 京都市）※」（以下、「業務等委託必携」という。）、「土木工事標準設計図集（近畿地方整備局）」、「設計便覧（案）（近畿地方整備局）」及び「京都市道路のためのバリアフリーの手引（京都市建設局）」によるものとする。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「設計・測量等業務委託の仕様書、様式等」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

第2条 電子納品

1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和6年3月）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

2 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R、DVD-R、BD-R）で1部提出するとともに、紙媒体（製本版1部〔報告書（簡易製本）1部、図面（A3縮小版）1部〕）を提出する。なお、協議により電子成果品を2部以上提出することや部分的な紙媒体の納品も可能とする。また、図面データは、SFC形式とDXF(AUTOCAD)形式の2種類とも提出するものとする。

3 成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

第3条 重要事項の処理

次の項目に対しては、受注者独自の判断で処理せず、事前に必ず監督員に報告して処理方法を確認しなければならない。

- (1) 設計図書に明示していない事項の処理
- (2) 設計変更に係わる事項の処理
- (3) 地元関係者等との協議に係わる事項の処理
- (4) 天災、その他不可抗力による事項の処理
- (5) 土地境界等に係る事項の処理

第4条 前払金

前払金は、請負代金の30%以内とする。

第5条 文書による変更手続き

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実に行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

第6条 業務の目的

本業務は、平成25年度及び26年度に実施した「道路防災点検業務委託」で抽出した危険箇所における盛土法面の復旧・保護及び損傷した排水構造物等の復旧に必要な測量及び設計を行うものである。

なお、成果品は工事発注にあたり、発注図面、積算等に使用できるものとする。

第7条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準等については、共通仕様書に定めるもののほか、次のとおりとする。

技術基準等	発行年月	発刊者
京都市開発技術基準	令和7年4月	京都市
国土交通省公共測量作業規程	令和5年3月	国土交通省
道路土工擁壁工指針	平成24年7月	公益社団法人日本道路協会
道路土工切土工・斜面安定工指針	平成21年6月	公益社団法人日本道路協会
京都市公共測量作業規程	—	京都市建設局

ただし、本業務においては、技術基準等の改訂、新しい通達などにより内容が変更された場合は内容を最新のものと読み替えること。

第8条 測量機器等の検定

本業務に使用する測量機器及び電算プログラムについては、(社)日本測量協会等が発行する検定証明書を提出するか、または受注者自身が別に定める要領等により検定を行った記録を提出するものとする。

第9条 測量業務の内容

1 業務内容及び設計条件は、次によるものとする。

(1) 4級基準点測量

本業務は、以下の条件で基準点測量を実施するものである。

永久標識設置 : なし
伐採 : 含む
作業工程 : 作業計画、選点、伐採、観測、計算整理
地域・地形 : 原野・低山地

(2) 現地測量

本業務は、以下の条件で現地測量を実施するものである。

縮尺 : 1/250
地域・地形 : 原野・低山地0.007km²
作業工程 : 作業計画、細部測量、数値編集、数値地形図データファイルの作成

(3) 路線測量

本業務は、以下の条件で路線測量を実施するものである。

・中心線測量
地域・地形 : 原野・低山地0.1km
交通量 : 0~1000台未満/12時間

測点間隔	: 10m
単曲線換算曲線数	: 0
作業工程	: 中心点座標計算、測定設置、線形地形図の作成、点検整理
・仮BM設置測量	
地域・地形	: 原野・低山地0.1km
交通量	: 0~1000台未満/12時間
作業工程	: 測定設置、計算、点検整理
・縦断測量	
地域・地形	: 原野・低山地0.1km
交通量	: 0~1000台未満/12時間
作業工程	: 観測、縦断面図作成、点検整理
・横断測量	
地域・地形	: 原野・低山地0.1km
交通量	: 0~1000台未満/12時間
単曲線換算曲線数	: 0
測量幅	: 45m未満
測点間隔	: 10m
作業工程	: 観測、横断面図作成、点検整理

第10条 測量業務の打合せ等

- 1 本業務における打合せは、業務着手時、成果品納入時の計2回行うものとする。
- 2 本業務着手時及び成果品納入時には、主任技術者が立ち合うものとする。

第11条 設計業務の内容

- 1 業務内容及び設計条件は、次によるものとする。

(1) 法面保護工詳細設計

ア 設計計画

既往道路防災点検報告書、現地踏査及び測量の結果、過年度法面对策工事成果等を踏まえ、本業務実施にあたっての基本的な方針（法面保護工規模及び構造（材質、構成、基礎工、土砂止め、防護工の有無等）、景観性、施工性及び日常の維持管理性等）を重視した設計計画を検討すること。

イ 施工計画

各設計内容等を反映した計画工程表、施工順序、使用機械、施工方法、資材等の搬入計画、施工管理、仮設備計画等、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な仕様書の作成及び施工計画を行うこと。

ウ 現地踏査

設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料、現地測量結果等の整合性を確認する。

現況施設の状況、施設周辺の状況、地形・地質、近接構造物、土地利用状況及び水路の利用形態等を理解し、施工ヤード等の施工性に関する判断に必要な状況を把握したうえで整理すること。

エ 平面縦断設計・横断設計

既往防災点検による調査・検討結果及び今回の業務で得た最新のデータを基に、以下の事項を検討し、浸食部分の法面や変状のある排水構造物の復旧に係る平面・縦断設

計、平面・横断設計を行うこと。

(ア) 防災カルテの精査

防災カルテに基づき、現地確認と再調査を行い、最新情報を整理すること。

(イ) 施設配置計画

施設の損傷状況及び原因等を精査し、将来的に自然災害による損傷が生じにくい施設の配置（平面・縦断・横断）計画を立案すること。

(ウ) 法面設計

法面の浸食部分の復旧について、法面安定勾配の確保、排水処理、浸食防止を考慮した盛土工法を設計すること。

オ 仮設構造物設計

法面保護工を施工するために必要となる仮設構造物等について設計すること。

(2) 排水構造物復旧詳細設計

ア 設計計画

既往道路防災点検報告書、現地踏査及び測量の結果、過年度法面对策工事成果等を踏まえ、本業務実施にあたっての基本的な方針（排水構造物等施設配置、規模及び構造（材質、構成等）、景観性、施工性及び日常の維持管理性等）を重視した設計計画を検討すること。

イ 平面縦断設計

既往防災点検による調査・検討結果及び今回の業務で得た最新のデータを基に、以下の事項を検討し、浸食部分の法面や変状のある排水構造物の復旧に係る平面・縦断設計を行うこと。

(ア) 防災カルテの精査

防災カルテに基づき、現地確認と再調査を行い、最新情報を整理すること。

(イ) 施設配置計画

施設の損傷状況及び原因等を精査し、将来的に自然災害による損傷が生じにくい排水施設の配置（平面・縦断）計画を立案すること。

(ウ) 排水設計

上記計画に伴う施設について、流量計算も含めた詳細設計を行い、排水路の系統、流末までの線形形状、既設水路への取付に係る構造及び断面寸法等を設計すること。

ウ 付帯構造物・小構造物設計

将来的な維持管理の簡易化を図るため、周辺状況を踏まえた、構造物（簡易落石防護柵、水路防護施設等）配置計画等について、立案・計画すること。

(3) 設計共通

ア 設計図

工事の発注に必要な計画平面図、縦断面図、標準横断面図、構造図、付帯構造物等構造図、仮設図等を作成すること。

イ 数量計算

設計した構造物等について、「土木工事数量算出要領（案）令和6年4月 国土交通省近畿地方整備局」に基づき、数量計算を行うこと。

算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表（案）国土交通省」に基づき工

種別、区間別に取りまとめること。また、概算工事費の算出も合わせて行うこと。

ウ 照査

本業務は、照査技術者により照査を行うこと。なお、照査事項は第13条及び第16条による。

エ 報告書作成

設計内容を取りまとめ、報告書を作成する。また、引用した基準等についても、その引用先を明記すること。

第12条 土木設計業務の打合せ等

1 土木設計業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ2回、成果品納入時の計4回行うものとする。ただし、中間打合せは、監督員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとする。

打合せ回数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

2 業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち合うものとする。

第13条 照査技術者の配置

本業務は照査技術者を配置し、下記に示す内容によるものとする。

- (1) 受注者は、設計業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- (2) 照査技術者は、第1108条に規定する資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。
- (3) 照査技術者は、照査項目及び照査内容等を明記した照査計画を業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- (4) 照査技術者は、詳細設計照査要領※に定める業務の節目毎（詳細設計照査要領の対象工種以外の場合は、別途定める業務の節目毎）にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。

第14条 照査技術者による照査

本業務における照査は、以下に示す業務の節目毎に照査技術者が実施するものとする。また、節目毎に作成した資料は、共通仕様書第1108条に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

- (1) 業務計画書の作成時
- (2) 基本条件の決定時
- (3) 細部条件及び構造項目の決定時
- (4) 設計計算書、詳細図、数量計算書及び施工計画書の作成時

第15条 地域特性

本業務対象箇所は、京都市風致地区条例による風致地区第1種地域及び京都市自然風景保全条例による第1種自然風景保全地区に指定されている。業務の実施に当たっては、景観規制の内容等を十分に把握したうえで行うものとする。

第16条 平面図の配置方向

平面図の配置方向は、各事業で作図の仕様が定められている場合※を除き、道路台帳

の起終点にかかわらず、原則として図面上方を北（方位「N」）とすること。また、図面上方を方位「N」とできない場合、図面右方を方位「N」とすること。

※ 国土交通省所管公共土木施設の災害復旧事業の道路では、路線認定台帳の起点側をNO. 0とし、図面の左側を起点として作図する。

第17条 赤黄チェック

本業務における詳細設計業務の照査においては、成果品を取りまとめるに当たって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図と設計計算書間、設計図と数量計算書間等）の整合を確認するうえで、確認マークをするなどして、わかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下「赤黄チェック」という。）を原則として実施する。

赤黄チェックの資料は、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第18条 資料等の貸与及び返却

本業務における貸与資料は次表に挙げるものとする。

貸与資料	備考
京都市東部山間埋立処分地 埋立管理計画策定業務委託ただし、道路防災点検業務委託成果品	平成26年3月
京都市東部山間埋立処分地 埋立管理計画策定業務委託ただし、道路防災点検業務委託成果品	平成27年3月
京都市東部山間埋立処分地 埋立管理計画策定業務委託ただし、法面对策詳細設計他業務委託成果品	令和5年3月 （基準点測量成果）
京都市東部山間埋立処分地建設事業 埋立処分地全体測量業務委託 成果品	平成12年3月 （基準点測量成果）

第19条 成果物の提出

本業務における成果物は次表に挙げるもの及び監督員の指示するものとする。

成果品一覧表・測量業務（詳しくは共通仕様書参照）

種別	成果物項目	縮尺	用紙	摘要
測量	観測手簿等資料			
	必要図面一式			
	点の記			
	参考資料			
	その他（監督員が指示するもの。）			

※報告書は、すべて電子データ及び紙（上質紙）の両方を提出すること。

※電子データ形式については、監督員の指示を受けること（EX-TREND武蔵、AutoCAD、MS-Word、MS-Excel等）

成果品一覧表・土木設計業務（詳しくは共通仕様書参照）

種別	成果物項目	縮尺	用紙	摘要
設計図面	位置図	1/2, 500		
	計画平面図	1/250		
	縦断面図	適宜		
	標準横断面図	1/50		
	横断面図	1/100		
	展開図	適宜		
	構造図、詳細図	適宜		
	その他（監督員が指示するもの。）			
報告書作成	数量計算書		上質紙 （A4を 基本とする。）	
	設計概要書			
	設計計算書			
	概算工事費算定書			
	付帯施設設計			
	施工計画書			
	施工見積書・材料見積書等			
	協議・打合せ記録			
	その他（監督員が指示するもの。）			

なお、成果品納入後であっても成果品に誤りが判明した場合は、直ちに修正するものとする。

第20条 埋立処分地内の注意事項

本業務の履行にあたって、京都市東部山間埋立処分地（以下、埋立処分地）や場内道路を使用して業務を行うため、受注者は本市が行う埋立業務に支障をきたすことなく、本市監督員との連絡を密にし、細心の注意を払い遅延なきよう業務の進捗を図らなければならない。

特に注意する事項については次のとおりとする。

また、受注者は以下及び監督員からの事前指示事項について、本業務に従事する全ての者に新規入場者教育を行い情報共有をはかること。

- 1 「京都市東部山間埋立処分地敷地内」（埋立処分地、搬入道路及び総合管理事務所等を含んだ施設敷地全体のこと）で以下、「当敷地」又は「当敷地内」という）は、業務関係車両の入所・退所を「搬入カード」（以下、「カード」という。）で管理しており、事前にカードを作成するため、本業務で使用するすべての車両の車番一覧表を事前に提出すること。

入所時には、総合管理事務所（以下、「当事務所」という）で当日入場する全ての車両のカードを代表者一人に手渡すので、受注者内の受け渡し等を行い、代表者がまとめて保管すること。

当日業務終了後の退所時には、交付したカードを代表者がまとめて当事務所に返却すること。（1回限りのカードの場合は、出口ゲートに取り込まれる。）。

- 2 入退場を行う業務関係車両については、入退場ルートが決められているため、遵守すること。
なお、詳細な入退場ルートについては、監督員が指示する。
- 3 当敷地内の走行に際しては、道路交通法の規定に準じること。
- 4 走行時は必ず前照灯及びパトライトを点灯し安全の確保に努めること。
また、パトライトは、受注者で用意し使用車両等に装着すること。
- 5 当敷地内の制限速度は、毎時30km以下と定めているので厳守すること。
- 6 道路や通路を占用して作業する場合は、片側1車線以内で、占用区間の前後には必ず交通誘導警備員を配置し、通過車両の安全確保に努めること。
- 7 作業の占用区間以外の道路上は駐停車禁止である。占用区間内も最低限の車両のみの駐車とすること。
- 8 道路上の占用は、原則として作業中のみで、作業等が終了すれば、安全を確認の上すみやかに交通解放すること。
- 9 当敷地内に、年末年始、土・日曜日（その他月～金曜日の祝祭日は除く）は、入所は出来ない。
- 10 入所時刻は、午前8時45分以降午後3時30分まで。また、午後4時30分までに作業を終了し、午後4時45分までに当事務所に戻ることに。原則その他の時間での入退場は認めない。
- 11 作業中に事故等が生じた場合は、応急の安全対策等を講じるとともに、直ちに付近の非常電話、携帯電話で当事務所（075-572-8465）に状況を報告すること。
- 12 本業務に関係する車両が、新奈良街道の交差点から当敷地へ進入および退出する場合は左折（右折禁止）により行うこと。
- 13 作業時に仮設休憩施設（仮設トイレ、喫煙場所等）等が必要な場合は、受注者で用意し、その設置場所については、監督員の承諾を受け、適切に管理すること。
- 14 当敷地内での冬場のタイヤチェーンの使用は認めない。
- 15 当敷地内における作業全般については、当事務所の指示に従い本市の作業に支障を生じないように、十分注意すること。
- 16 移動及び作業等に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、受注者においてその責任を負うこと。
- 17 濃霧、積雪及び凍結、並びに他の気象条件、または安全走行に支障がある事象等を理由として、当事務所の判断で、一時あるいは終日入所を見合わせる場合があるので、その指示に従うこと。
- 18 当敷地内においては、焼却灰等運搬車両の通行と処分地埋立作業を、本業務より優先させること。
- 19 当敷地内は、携帯電話が繋がらないエリアが多いため、必要な場合、通信手段は受注者で準備すること。

京都市東部山間埋立処分地 法面对策詳細設計業務委託 箇所図

